

本日も議論いただきたいこと

1 県がとるべき防護措置の内容について

(1) 屋内退避・避難の実施・解除の方法 P. 1～6

【現状・課題】

- ・原子力災害対策指針において、UPZ外における避難等の判断基準となる運用上の介入レベル（OIL）の考え方や屋内退避や避難等の対策を新たに規定。

【修正方針案】

- ・原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベル（OIL）の考え方を盛り込み、屋内退避のほか、避難等も想定した内容とする。

(2) 安定ヨウ素剤の取扱い P. 7～8

【現状・課題】

- ・原子力災害対策指針では、UPZ外の自治体に安定ヨウ素剤の備蓄等は求められていないが、県内には、既に安定ヨウ素剤を購入した、あるいは購入を決めた市町が存在。
- ・安定ヨウ素剤は、その服用のタイミングを量るのが困難であるが、国からの服用指示がない中で、県・市町での対応の可否。

【修正方針案】

- ・安定ヨウ素剤の効果は非常に限定的でかつタイミングに大きく左右されるが、万が一に備えた対策を規定する。

(3) 飲食物の安全性の確認、摂取制限の実施・周知方法 . . P. 9～10

【現状・課題】

- ・原子力災害対策指針に、飲食物に係るスクリーニング基準や飲食物摂取制限の基準（OIL6）が新たに規定。
- ・飲食物放射能濃度測定体制の充実の必要性。

【修正方針案】

- ・原子力災害対策指針に基づき、飲食物等の摂取制限を行う規定を置く。

2 医療・健康相談のあり方 P. 11

【現状・課題】

- ・県内には、原子力災害専門の医療機関が不在。
- ・健康相談を行うための専門的知識を有する人材の不足。

【修正方針案】

- ・国に対して、緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請を行う。
- ・健康に関する総合的な窓口を設置する。

3 スクリーニング（避難退域時検査）、除染のあり方・・・・・・・・・・P. 12

【現状・課題】

- ・原子力災害対策指針では、UPZ外の住民が避難するにあたってスクリーニング検査は想定外。しかしながら、緊急時モニタリングの結果によっては、UPZ外の住民も避難・一時移転が必要。
- ・UPZ外の自治体は、国の交付金がない中、多くの場所にスクリーニングを実施する資機材を用意するには、多額の経費を要するとともに、検査を実施するノウハウも不足。

【修正方針案】

- 案1 避難所において、簡易なスクリーニングを実施する。
- 案2 国や原子力事業者に実施を依頼する。

4 災害時の県内のモニタリングのあり方・・・・・・・・・・P. 13～14

【現状・課題】

- ・県内では、環境モニタリングが実施されているのみで、モニタリングポストの設置箇所は限定的（6カ所、測定上限10 μ Sv）
- ・UPZ外においては、緊急時には国・事業者においてモニタリングカー等によりモニタリングを実施。

【修正方針案】

- ・国の緊急時モニタリングの結果を情報収集する。

5 災害時要援護者の対応のあり方・・・・・・・・・・P. 15～18

【現状・課題】

- ・要援護者については、搬送により悪影響を及ぼす場合、無理に避難させるより屋内退避による防護措置が必要。
- ・在宅の要援護者についての避難を支援する者の確保。

【修正方針案】

- ・県災害時要援護者支援指針に沿って修正する。

6 県民への情報提供の方法・・・・・・・・・・P. 19～21

【現状・課題】

- ・SNS、メールといった新たな手段による情報発信の取扱。
- ・正確な情報提供のための情報発信のあり方。（憶測やデマも起こりやすい）

【修正方針案】

- ・可能な限り新たな手段による情報発信も行っていく。
- ・リスクコミュニケーションの観点から留意点を記載する。

7 県外からの避難者受入れのあり方・・・・・・・・・・P. 22～24

【現状・課題】

- ・ 県外避難者の受入れにおける駐車場の確保のあり方。
- ・ 通常の市町民サービスの継続と避難所運営を両立させる体制のあり方。関与の程度。
- ・ 避難者への支援のあり方、避難所の解消方策等

【修正方針案】

- ・ 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づいて修正する。
- ・ 東日本大震災の実績を踏まえた避難者への物資や情報提供の支援のあり方を反映する。

関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」抜粋

- 1 避難所の設置 避難先市町において設置
- 2 避難所の設置期間 2ヶ月を目安（国は7日以内）
2次避難先について配慮

3 避難所の運営

(1) 基本の考え

役割	適用
避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施。
開所当初の避難所運営	当初3日間を目安に避難先市町村が主導。避難元市町による運営、避難者による自主運営に順次切替え。
仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて手配
生活物資の調達・配布	避難先府県と連携して実施。不足する場合は広域連合に広域調整を要請。
罹災証明の発行	必要に応じ避難元市役所・町役場と連携して実施。
生活支援情報サービスの提供	

(2) 運営に必要な人数物資の確保

避難元避難先の府縣市町が協力して確保。

(3) 生活サービスの提供

誰もが適切なサービスを受けられるよう避難元避難先で情報共有。

(4) 2次避難

避難先市町村の負担軽減のため避難元市町村は早期に2次避難所への移行を進める。

(5) 費用負担

原賠法、災害救助法により補償。

1 (1) 屋内退避・避難の実施、解除の方法

災害予防計画

【趣旨】

退避等の判断基準、退避等を指示した場合の対応等について定める。

【内容】

1 避難等の判断基準等

緊急時モニタリング結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、OILに基づき避難等の指示が発出される。

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難なものの一時的屋内退避を含む)
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、一週間程度内に一時移転を実施

2 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合に実施する防護措置である。これにより、放射性ブルームの通過時に受ける線量を相当程度低減できる。

県及び市町は、全面緊急事態に至るなどブルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合に、屋内退避の実施を県民等に伝達できるよう、第3節に記載する情報伝達体制の整備に努める。

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校は、原子力災害時の保護者等との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。また、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成しておくことが望ましい。

3 避難所の指定等

(1) 避難所の設置

市町は、学校、公民館、老人福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。

県は、必要に応じ、市町に対し、避難所及び福祉避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

(2) 避難誘導用資機材

県警察、市町及び消防機関は、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

県は、市町及び消防機関に、住民等の避難誘導に必要な資機材を整備するよう助言する。

4 避難所、避難方法等の周知

市町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

県は、市町に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

災害応急対策計画

【趣 旨】

原子力災害対策本部長の指示等に基づく、屋内退避又は避難等の措置について定める。

【内 容】

1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- (1) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国や他府県の要請又は独自の判断により、関係市町に対し、他府県のP A Z内の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
- (2) 県又は市町は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、国の要請又は独自の判断により、県民等へ屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
また、県は、国や他府県又は独自の判断により、市町に対し、P A Z内から避難してきた住民等の受入れ準備の要請を行う。
- (3) 県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難なもの 一時屋内退避を含む)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、一週間程度内に一時移転を実施

2 避難等のための勧告及び指示

(1) 市町長

- ア 市町長は、内閣総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとるものとする。
- イ その他の場合にあつては、市町長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の住民に対し、屋内退避等の区分に応じた措置をとることとする。

(2) 警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。（災害対策基本法第61条第1項*）

(3) 自衛官

災害派遣を命じられた自衛官は、警察官がその場に居ない場合に限り、天災等により危険な事態がある場合において、その場に居合わせた者等に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けさせるために必要な限度で避難させることとする。（自衛隊法第94条第

1項*)

(4) 勧告・指示の内容

市町長等は、避難等の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

ア 避難等の勧告・指示が出された地域名

イ 避難経路及び避難先

ウ 避難時の服装、携行品

エ 避難行動における注意事項

(5) 勧告・指示の伝達方法

市町長は、直ちに、同時通報用無線、広報車等による広報、消防車両等による広報、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。

○ 避難勧告・指示に係る広報文例

こちらは〇〇市(町)です。

〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。

今後、この地域では放射性物質による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに屋内に退避(コンクリート屋内へ退避、〇〇地区へ避難)してください。

2 避難所の開設・運営等(「風水害等対策計画」第3編第3章第4節「避難対策の実施」3 避難所の開設・運営等)

(1) 避難所の開設

原則として市町長が避難所の開設の可否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。

(2) 避難所の指定

市町は、収容能力、避難経路、避難に要する時間等を勘案の上、避難所を指定することとする。なお、市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとし、コンクリート建物を使用するよう努めることとする。

① 公立小、中学校

② その他公立学校

③ 公民館

④ その他の公共施設

⑤ その他の民間の施設

なお、市町は、当該地域の避難所について、標識、案内板、防災マップ等により住民に周知徹底を図ることとする。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定にあたって、教育委員会と市町(防災担当部局)は十分協議することとする。

市町は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。

また、被災市町域内の避難所では、不足する場合には、近隣市町と調整の上、市町域外での避難所開設も行うことができることとする。

(3) 開設期間

市町は、被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して設置期間を定めることとする。

(4) 避難所の運営

① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、

自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。

- ② 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とすることとする。

ア 施設等開放区域の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

- ③ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

- ④ 市町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。

- ⑤ 市町は、市町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保することとする。

- ⑥ 市町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

- ⑦ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。

（→「災害時要援護者支援対策の実施」の項を参照）

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等

- ⑧ 市町は避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。

- ⑨ 市町は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、市町で対応が困難な場合は、県が実施することとする。

- ⑩ 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

- ⑪ 市町は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めることとする。

(5) 保健・衛生対策

① 救護班等の活動

ア 市町は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ市町地域防災計画で救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行うこととする。

イ 県は、大規模災害等において、救護所だけで対応が困難な場合に、救護センターを設置することとする。

ウ 県は、被災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、必要により、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置するとともに、救護所や避難所等への訪問活動も行うこととする。

② 保健活動の実施

県（健康福祉事務所）と市町は、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施することとする。

③ 仮設トイレの確保

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。その確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。

④ 入浴、洗濯対策

市町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合、県は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。

⑤ 食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮することとする。

⑥ 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。

(6) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(7) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

① 市町は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行い、県は、対象施設等の広域的な確保に協力することとする。

② 県、市町は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めることとする。

4 広域避難（広域一時滞在）等

(1) 県内における広域一時滞在

① 被災市町

被災市町は被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することができる。

被災市町は、県に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。

② 協議先市町

協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

③ 県

県は、被災市町から、広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。

(2) 県外における広域一時滞在

① 被災市町

被災市町は被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。

② 県

県は、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在有の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。

県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

(3) 他の都道府県から協議を受けた場合

① 県

県は、他の都道府県から被災住民の受け入れの協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受け入れが可能と考えられる市町に協議する。

② 市町

市町は、県から(1)の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(4) 情報共有

被災市町は、広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

広域一時滞在を受け入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

5 市町で定めるべき事項

- (1) 屋内退避、避難等の指示の実施責任者
- (2) 屋内退避、避難等の指示の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）
- (3) 避難予定場所（所在地、名称（学校等は具体の施設名まで記載）、収容人員）
- (4) 避難方法（避難経路等）
- (5) 避難所の設備
- (6) 避難所の開設、運営体制
- (7) 避難状況等の報告
- (8) 避難の必要がなくなったときの公示
- (9) 学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順に関する留意事項
- (10) 防災関係機関への連絡
- (11) 大規模な避難が必要になった場合の県、隣接市町に対する協力要請等
- (12) その他必要な事項

1 (2) 安定ヨウ素剤の服用

災害対策指針における考え方

(基本的な方針)

- 放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。

(服用の方法)

○PAZ

- ・全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。

○PAZ 外

- ・全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。

UPZ 外の防護措置について (H27.3.4)

- ・安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。
- ・他方、緊急時においてプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であると言えない。

このように、安定ヨウ素剤の防護効果は服用のタイミング等に左右されるが、万が一に備えた対策を規定する。

災害予防計画

【趣 旨】

安定ヨウ素剤の確保体制の整備について定める。

【内 容】

1 安定ヨウ素剤の確保体制の整備

県は、国、原子力事業者、UPZを含む府県、医薬事業者等と連携し、緊急時、速やかに安定ヨウ素剤が確保できる体制の構築に努める。

2 配布体制の整備

県及び市町は、緊急時安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所や配布方法を検討しておくことが望ましい。

災害応急対策計画

【趣 旨】

避難、一時移転の際の、避難者の安定ヨウ素剤の服用について定める。

【内 容】

1 配布の指示

県は、全面緊急事態に至った後、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、国、原子力事業者、UPZを含む府県、薬剤事業者と協力して、安定ヨウ素剤を確保し、服用の可能性のある市町に配布する。

県は、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、国や専門家等による必要性の判断を踏まえ、市町に対し、避難や一時移転等と併せた住民の安定ヨウ素剤の服用を指示する。

2 配布・服用

市町は、安定ヨウ素剤の配布の指示があった場合には、避難等を必要とする地域の住民等に対して、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等の対応を行う。

服用の指示にあたっては、次の点に注意する必要がある。

- ・安定ヨウ素剤の服用は、放射線ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がない。
- ・安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要がある。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要がある。
- ・緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性がある。
- ・年齢に応じた服用量に留意する必要がある。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要がある。

1 (3) 飲食物の安全性の確認、摂取制限の実施・周知方法

災害応急対策計画

【趣旨】

放射性物質により汚染された飲料水等の摂取制限等について定める。

【内容】

1 摂取制限等に関する指標

県は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める下表の指標を越え、またはそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示に基づき、直ちに次の措置を行うこととする。

【飲食物摂取制限の基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※5	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

【食品中の放射性物質の基準値】

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

2 飲料水・食品等の摂取制限

- (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町又は水道事業者等に指示又は要請する。
- (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。
- (3) 県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

3 農林水産物の採取及び出荷制限

県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は関係市町に指示する。

4 飲料水・食品等の供給

県は、飲料水・食品等の摂取制限等の措置を市町に指示した際、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）第3編第3章第6節第1款「食料の供給」及び第2款「応急給水の実施」に基づき、市町と協力して関係住民への応急措置を講じる。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 摂取制限等の指示の実施責任者
- (2) 摂取制限等の指示の方法
- (3) その他必要な事項

2 医療及び健康相談のあり方

災害応急対策計画

【趣 旨】

災害時における、住民等に対し健康相談や医療活動等について定める。

【内 容】

1 住民等を対象とする健康相談等の実施

県は、市町や国等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談(原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握)を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査(放射線サーベイ検査)を実施する。

【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための措置	β 線：40,000cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】	

2 相談窓口の設置

県及び市町は、健康福祉事務所等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

3 被災者を対象とする医療救護活動の実施

(1) 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

県は、必要に応じて、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。また、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療救護活動を行う。

3 スクリーニング（避難退域時検査）、除染のあり方

災害予防計画

【趣 旨】

災害時におけるスクリーニング（避難退域時検査）、除染の体制整備について定める。

【内 容】

1 避難退域時検査、除染の体制整備

県及び市町は、関係機関の協力を得て、避難退域時検査場所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染を実施する体制を整備する。

2 避難退域時検査場所の選定等

(1) 避難退域時検査場所の確保

県及び市町は、避難退域時検査場所の候補地をあらかじめ選定するよう努めるものとする。

(2) 資機材の整備

県及び市町は、避難退域時検査に必要な資機材を整備するよう努めるものとする。

3 広報

県及び市町は、住民等に対し、災害時避難する際に避難退域時検査を実施することを、あらかじめ周知することとする。

災害応急対策計画

【趣 旨】

災害時におけるスクリーニング（避難退域時検査）、除染について定める。

【内 容】

1 避難退域時検査、除染

県及び市町は、必要に応じて設けられる避難退域時検査場所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。また、当所に対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

2 避難退域時検査場所の開設・運営

(1) 避難退域時検査の開設

県及び市町は、必要に応じ、国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所を開設する。

(2) 避難退域時検査の運営

県及び市町は、避難退域時検査場所の開設時には、迅速に職員を配置する。

4 災害時の県内のモニタリングのあり方

災害予防計画

【趣旨】

緊急時における放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時の環境放射線モニタリングの実施体制について定める。

【内容】

1 モニタリングによる監視の実施等

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から国と連携し、環境放射線モニタリングを実施する。

また、県は、環境放射能水準調査実施計画書に基づき、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、環境放射線モニタリング強化時の調査等を国と連携して行う。

2 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持

県は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(2) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、県は、万一モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

3 要員の確保・育成等

県は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておく。

また、県は、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

4 関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者、市町、立地県等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

災害応急対策計画

【趣 旨】

原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを把握するため、緊急時モニタリング結果の情報収集等について定める。

【内 容】

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射線等モニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、国・原子力事業者と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。

2 海上における環境放射線モニタリングへの支援

第八管区海上保安本部は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員された国、県、市町村等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

3 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定

- (1) 県は、O I Lの基準による国からの指示に応じて、水道水、流通食品、農林水産物等の放射性物質の濃度測定を実施し、結果を県ホームページ等で公表する。
- (2) 市町村及び水道事業者等は、O I Lの基準による国からの指示に応じて、放射性物質の濃度測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 飲料水・食品等の放射性物質濃度測定の実施
- (2) その他必要な事項

5 災害時要援護者の対応のあり方

災害予防計画

【趣旨】

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対し、対象原子力災害等発生時に迅速、的確な対応を図るための体制整備について定める。

【内容】

1 災害時要援護者支援体制の整備

(1) 推進組織の整備

市町は、災害時要援護者の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。

(2) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとする。

なお、災害対策基本法による義務づけ前から「災害時要援護者名簿」等の名称で何らかの名簿を作成している市町については、当該名簿の内容が法に定める「避難行動要支援者名簿」の内容を包含もしくは実質的に相当している場合には、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。

(3) 避難行動要支援者名簿の共有

市町は、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、本人了解のもと、管理・共有を図るとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。

(4) 地域における避難支援体制の整備

市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。

(5) 訓練・研修の実施

市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 市町の体制

市町は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

(2) 緊急通報システムの整備

県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。

(3) 聴覚障害者向け緊急情報発信システムの整備・運営

県は、災害に関する情報を、ひょうご防災ネット等あらかじめ登録した携帯電話にメール配信する聴覚障害者向け緊急情報発信システムを整備・運営することとする。

(4) 外国人に対する日常の情報提供等

県、市町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。

ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供

イ ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた

3 安全な避難場所の確保

- (1) 市町は、高齢者・障害者に配慮した避難所の整備に努めるものとし、避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難所の確保など、災害時要援護者が過ごしやすい環境の確保に努めることとする。
- (2) また、市町は、社会福祉施設等との協定により、災害時に災害時要援護者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。
- (3) さらに、市町は、福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておくこととする。

4 災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保

県、市町は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。

5 平常時の地域ケアシステムとの連携

(1) 介護・看護事業者等との連携

市町は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図ることとする。

県、市町等は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設等の対応力の強化

- ① 県、市町は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。
- ② 県は、民間社会福祉施設の防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備の促進を指導することとする。
- ③ 県、市町等は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

県、市町は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害時要援護者の日常的把握
- (2) 避難行動要支援者名簿の整備
- (3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導
- (4) 緊急通報システムの整備
- (5) 社会福祉施設等の整備
- (6) 外国語による防火防災対策の啓発
- (7) 福祉避難所の設置
- (8) その他必要な事項

災害応急対策計画

【趣 旨】

高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦等の災害要援護者に対する迅速、的確な対応について定める。

【内 容】

1 災害時要援護者支援対策班の設置

県は、災害対策本部が設置された場合、災害時要援護者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、関係課室の職員から構成される「災害時要援護者支援対策班」を災害対策本部に設置することとする。

また、市町においても災害時要援護者の避難支援等での対応を的確に行うため、福祉関係部局や防災関係部局などによる横断的な組織体制づくりに努めることとする。

2 情報提供

(1) 県は、市町と協力し、高齢者・障害者等災害弱者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・ 伝達手段……………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、防災行政無線、広報車等

（→「災害広報の実施」の項を参照）

(2) 県・市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、必要に応じ、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣することとする。

3 救助・避難誘導

市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて災害時要援護者の救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。（第3節「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」参照）

4 生活支援

(1) 避難所の確保

市町は、災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めることとする。

(2) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

市町は、避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。

② 食料、生活必需品の供給

市町は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。

③ 福祉サービスの提供

県、市町は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホ

ームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

(1) 県、市町は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。

(2) 県、市町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

6 外国人県民への情報伝達等

県、市町等は、外国人県民等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。

(1) 外国人県民等への情報提供

① 相談体制の確立

県は、外国人県民インフォメーションセンターで外国人県民相談を行うこととする。

市町においても外国人県民相談窓口を開設するよう努めることとする。

② 災害情報の提供

県は、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」をはじめ、インターネット、FM放送、コミュニティFMなどメディアを通じて多言語で情報提供を行うこととする。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行うこととする。

7 その他

(1) 県及び市町は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。

(2) 県及び市町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

8 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 情報提供方法

(3) 避難方法

(4) 健康状態の把握とサービスの提供

(5) 生活・すまい支援方法

(6) 外国人県民等の被災情報の把握

(7) 外国人県民等への情報提供

(8) その他必要な事項

6 県民への情報提供の方法

災害応急対策計画

【趣 旨】

対象原子力災害等の発生時に住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

【内 容】

1 基本方針

(1) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとりべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

① 被災状況と応急措置の状況

(事故等の発生場所、事故等の状況、放射性物質の放出状況、国、県や防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕等)

② 屋内退避の必要性の有無

(屋内退避の有効性を併せて周知)

③ 避難の必要性の有無、避難所の設置状況

④ 住民のとりべき措置

ア デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて冷静な行動をとること

イ 今後、適宜市町等から出される指示を待って行動すること

また、いたずらに混乱を招かぬよう、次に掲げる県民への安心情報も積極的に広報することとする。

① 相談窓口の設置状況

② 電話・交通機関等の利用制約

③ 災害伝言ダイヤル（171）の活用

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用

② 公共掲示板の活用

③ 市町防災行政無線の活用

④ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供

⑤ インターネット、ファクシミリ、携帯電話（ひょうご防砂ネット）等による広報

⑥ 県・市町提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化

⑦ 災害時臨時FM局の開局

⑧ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用

2 県における広報

(1) 対象原子力災害等発生時などの広報体制

① 災害広報責任者

県は、対象原子力災害等発生時などに、防災監を災害広報責任者とし、情報の一元化を図ることとする。

② 広報班の設置

ア 県は、災害対策本部事務局に広報班を置き、広報資料の作成等を統括する。

イ 県は、企画管理部に広報班を置き、災害対策本部広報班と連携し、迅速かつ的確に災害情報を報道機関、県民へ提供する。

ウ 県（各部局）の広報主任は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行うこととする。

(2) 広報の実施

① 放送・報道機関との連携

ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、そのつど速やかに「県政記者クラブ」を通じて報道機関に発表するよう努めることとする。

記者発表は原則として、災害広報責任者（あるいは災害対策本部広報班長）が行い、定例化を図ることとする。

イ 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じることとする。

ウ 県は、必要に応じ、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）第3編第3章第11節第3款「災害放送の要請」に定めるところにより、放送の要請を行うこととする。

エ 県はラジオ関西との間に締結した「防災情報の提供と放送に関する覚書」に定めるところにより、災害時には、被災者が必要とする情報を同社の回線を利用して、災害対策センターから直接ラジオで提供することとする。

② 住民に対する広報

ア 県は、県民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び県の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。

イ 県は、大規模災害時、被災市町、ライフライン各社、関係機関等からの情報を収集し、マスコミに対して継続的かつ的確な情報の提供を行う「統合災害情報センター」（仮称）を災害対策本部内に設置することとする。

ウ 避難所等への情報提供

県は、市町と協力し、避難所等に対する情報提供ルート の確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 避難所巡回員等
- ・ 伝達手段 …… 掲示板、広報資料、広報誌（紙）、電話、ファクシミリ、パソコン通信等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

県は、市町と協力し、障害者・高齢者等災害要援護者に対する情報提供ルート の確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 福祉ボランティア等
- ・ 伝達手段 …… 広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット、障害者向け緊急発信システム等

カ 外国人県民に対する情報提供

県は、「ひょうご防災ネット」を拡充した「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」を活用し、あらかじめシステム内で5言語に翻訳・定型化された災害情報・避難情報等の緊急情報を外僑陣県民に発信することとする。

また、外国人県民に対する情報提供ルート の確立、伝達手段の確保を図るとともに、可能な限り主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 市町、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等
- ・ 伝達手段 …… 広報誌（紙）、電話、ファクシミリ、インターネット 等

さらに、FM802（FM CO・CO・LO）等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。

3 市町における広報

市町は、県に準じて災害広報を行うこととする。

4 防災関係機関における広報

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施することとする。
- (2) 報道機関は、災害の種別、状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人心の安定と災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて関係地域一般に周知徹底するよう努めることとする。

5 原子力事業者

原子力事業者は、状況に応じ、的確に災害広報を行うこととする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広報資料の収集方法
- (2) 住民に対する広報の方法
- (3) その他必要な事項

7 県外からの避難者受入れのあり方

災害予防計画

【趣 旨】

原子力災害に対し、府県等が連携、協力して対処するための体制整備について定める。

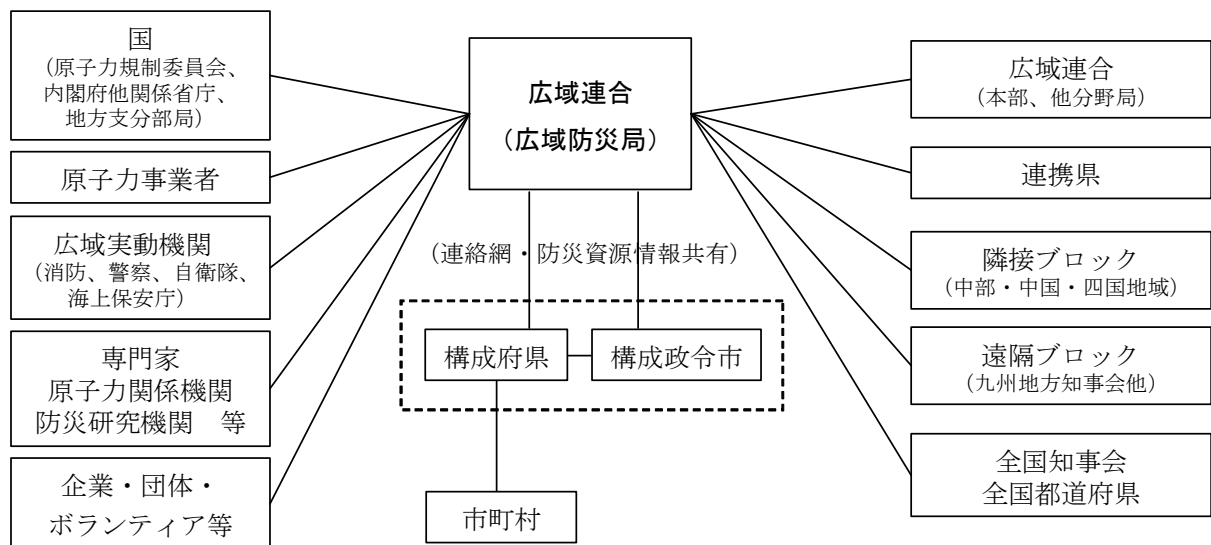
【内 容】

1 関西広域連合との連携

関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に設立し、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市の8府県4政令市で構成されている。

広域連合は、原子力災害発生時の対応を迅速かつ円滑に実施するため、平常時から、構成団体、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関・団体との緊密な連携のもと、以下に示す体制整備や訓練等に取り組み、原子力災害に備える。

○ 広域連合(広域防災局)と関係機関・団体との関係



2 広域避難体制の整備

(1) 想定される広域避難

県は、府県域を超える避難に対応するため、避難所の確保をはじめとした広域避難体制の整備に取り組む。広域連合の「原子力災害にかかる広域避難ガイドライン」において定められている、市町ごとのマッチングは表1のとおりである。

(2) 避難所の確保

市町は、従来から指定している避難所も含めて、施設管理者の同意を得て、広域避難の受入れが可能な避難所の確保に努める。

(3) 避難手段の確保

県は、関係周辺市町とともに、避難までの時間的余裕、避難が必要な地域とその人口、避難に要する時間等を考慮し、バス・鉄道等の公共交通機関、貸切バス、船舶等の使用を含めた移動方法を検討し、管内の交通事業者等に協力を呼びかけ、災害時の連絡調整体制を整備する。

(4) 車両一時保管場所の選定

県及び市町は、避難先に車両の保管場所をあらかじめ確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

(5) 避難退域時検査の協力

県は、必要に応じて、放射線技師会と協力して国や避難元府県・市町が実施する避難退域時検査の協力を行う。

表1 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング（関西広域連合 「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」抜粋）

避難元府県	避難元市町	対象人口 (人)	地域	市町
福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	31,100	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	高浜町	11,000	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町
	おおい町	8,700	阪神北	伊丹市、川西市
	若狭町	16,100	北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
丹波			篠山市、丹波市	
京都府 5市2町	福知山市	600	西播磨	上郡町
	舞鶴市※	89,000	神戸市	
			阪神南	尼崎市、西宮市
			淡路	淡路市
	綾部市	9,300	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町
	宮津市	20,300	東播磨	明石市、加古川市、高砂市
	南丹市	4,200	淡路	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	3,500	阪神南	芦屋市
伊根町	1,600	東播磨	稲美町、播磨町	

※ 舞鶴市の一部は兵庫県以外への避難を想定している。

災害応急対策計画

【趣 旨】

県外からの避難者の受入れについて定める。

【内 容】

1 避難者の受入れ

(1) 避難計画どおり避難できる場合

県は、避難元府県（京都府及び福井県）から避難の受入れの要請を受けた場合、市町と連携し、速やかに広域避難の受入れを行う。

県は、避難元府県から避難の受入れの要請を受けた場合、市町が被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合は、他の市町及び同一府県を応援することとしている徳島県と調整を行い、避難元府県の意見も聴取して受入れの割当てを見直す。

(2) 避難計画どおり避難できない場合

県は、避難元府県から避難の受入れの要請を受けたが、市町村又は徳島県で受入れができないときは、その旨を避難元府県及び広域連合に連絡する。

2 避難所の開設・運営等

(1) 避難所の開設

市町は、県外からの避難者を受けるとなった場合、避難所を開設し、避難者に提供する。

(2) 開設期間

避難所の開設期間の目安は、2ヶ月とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

(3) 避難所の運営

市町は、当初3日間を目安に避難所の運営を主導し、その後避難元市町、避難者による自主運営に順次切り替えていくこととする。

避難所の運営に必要な人員・物資は、避難元・避難先の府県・市町村が協力して確保する。

3 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 県及び市町村は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村への情報提供に努める。

(3) 県及び市町村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任者

(2) 避難予定場所

(3) 避難所の開設、運営方法

(4) 避難者への情報提供の方法

(5) その他必要な事項